

兵庫県立大学学長任期規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第12条第6項の規定に基づき、定款第10条の2第3項の規定により任命される兵庫県立大学学長（以下「学長」という。）の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、学長の任期に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月6日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。